

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

わが国では、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への批准を目的として、国内の障がい^{※1}者施策にかかわる法の整備を行ってきており、同年施行された「障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）」により、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する仕組みを新たに構築しました。

続いて、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成23年8月には「障害者基本法の一部改正する法律」が成立し、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれ、この法律に基づき、平成25年9月には国の第3次障害者基本計画が策定されました。

さらに、障害者基本法改正にともなって、障がい福祉計画の法的根拠となっていた自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成24年に成立し、この法律では障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者へのサービス提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮などの改正が行われました。

また、平成23年には「障害者虐待防止法」が成立し、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人への通報義務が課されることとなりました。さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年4月より、公共機関において障がいのある人や家族から「社会的障壁^{※2}の除去」を求められた場合には、障がいのある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う「合理的配慮^{※3}」を義務付けられ、障がいを理由とする差別的取扱いが禁止されています。

こうした国内の法整備の動きにより、平成26年2月19日には、わが国で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准され、効力を生ずることとなりました。

このような動きのなか、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、障がい者等が希望や能力、障がいや疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境の整備の必要性が謳われ、さらには、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の地域の公共サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組み作りの構築が盛り込まれています。

平成30年4月からは、児童福祉法の一部改正により、各都道府県及び市町村において、障がい児通所支援や障がい児相談支援等のサービス提供体制の計画的な構築を目指すため、市町村障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

小清水町では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「小清水町障がい者計画・小清水町障がい福祉計画（第IV期）」を策定し、「ノーマライゼーション※4」及び「リハビリテーション※5」の理念の下に、事業を推進してきました。

「障がい者計画」は、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の仕組みづくりを推進し、障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、施策の基本的な考え方と方向性を明らかにした基本的な計画です。

一方、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障がい者計画」との整合性を図りながら、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の障がい種別を一元化し、各年度における福祉サービスに必要なサービスの種類ごとに必要となる量の見込みやその確保の方策を定め、障がい者等の自立と社会参加の実現を図る自立支援の観点から、地域の社会資源を活用した計画的なサービス提供体制の整備を図るために策定するものです。

小清水町は、障がいのある人の現状やニーズを把握するとともに、今後の障がい者施策を効果的に推進するため、「小清水町障がい者計画・小清水町障がい福祉計画（第5期）・小清水町障がい児福祉計画（第1期）」を策定します。

※1 障がい

第IV期計画以降、本計画内では法令等他に規定されている場合を除いて、「障害」を「障がい」と記載。

※2 社会的障壁

障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

※3 合理的配慮

障がいのある人が、他の者と同じようにすべての人権及び基本的自由を享有、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整。

※4 ノーマライゼーション

障がい者や高齢者が、他の人々と等しく生きる社会や福祉環境の整備の実現を目指す考え方。

※5 リハビリテーション

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。

2 計画の基本理念

障がいのある人も障がいのない人も共に支え合い、住み慣れた地域ですべての人が自分らしく暮らしていくために、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念の下、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。

3 計画の位置付け

小清水町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定するものであり、小清水町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定し、小清水町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。

策定に当たっては、「小清水町総合計画」との整合性を図るとともに、他の障がい者関連計画との調整を図りながら推進します。

4 計画の期間

この計画は、第IV期計画の見直しを行い、自立支援法施行後のサービス利用の実績と進捗状況を踏まえ、平成32年度を目標に定め、計画期間を平成30年度から平成32年度までの3年間とし、その後3年ごとに見直しを行います。

5 計画の体系

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を踏まえ、次の5つの視点から施策の重点的な推進を図ります。

